

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 伊那谷環境再生研究会

3 代表者の氏名

島 田 洋 治

4 主たる事務所の所在地

長野県飯田市東和町2丁目21番地9 市民活動共同オフィス内

5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全・復元・再生・創造および環境緑化に関する理念、理論ならびに手法の確立を目指し、そのための調査、研究、実践、啓発、教育活動を伊那谷（南信州）において地域市民に対して行い、人間と自然が共存した健全な郷土、社会を構築することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 熟年体育大学リサーチセンター

3 代表者の氏名

能 势 博

4 主たる事務所の所在地

長野県松本市旭3丁目1番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、健康増進活動に取り組んでいる自治体、団体、企業などに対して、信州大学と松本市が共同で推進している松本市熟年体育大学の「信州モデル」をコアにした指導事業、普及啓発事業、情報提供事業、人材育成事業などの科学的根拠に基づく健康増進（EBH：Evidence Based Health Promotion）事業を行い、中高年者が生きがいを持ち、楽しく毎日の生活が送れる地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)イトーヨーカ堂上田店

上田市天神1-9-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

田沢倉庫(株)

上田市天神1-9-14

3 變更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	52台	40台
2	16台	15台
3	—	38台
合計	68台	93台

位置は、届出書に添付された図面のとおり

4 變更する年月日

平成18年3月13日

5 届出年月日

平成17年7月12日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年7月28日から平成17年11月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハイランドシティ松本
松本市双葉358-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	415台	299台
2	301台	333台
3	655台	623台
合計	1,371台	1,255台

位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成18年3月15日
- 5 届出年月日
平成17年7月14日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年7月28日から平成17年11月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド松本芳川店
松本市芳川野溝1930ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
綿半ホームエイド
長野市南長池205
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店内の店舗面積の合計

(変更前) 4,278平方メートル

(変更後) 5,157平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	167台	167台
2	44台	140台
合計	211台	307台

位置は届出書に添付された書類のとおり

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
8か所	10か所

位置は届出書に添付された書類のとおり

4 変更年月日

平成18年3月12日

5 届出年月日

平成17年7月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年7月28日から平成17年11月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

平成17年7月21日、中野平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名稱	成果の名稱	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
下伊那郡上村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	下伊那郡上村の一部	平成17年7月28日
木曾郡日義村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	木曾郡日義村の一部	平成17年7月28日

農村整備課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可しました。

平成17年7月28日

長野県知事 田中康夫

1 組合の名称

塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成17年2月16日から平成19年3月31日まで

3 施行地区

塩尻市大字広丘野村字渋池の全部並びに字野村、字山ノ神、字宮畠、字八幡、字原口、字角前及び字金塚の一部

4 事務所の所在地

塩尻市大字広丘原新田215番地12

塩尻市農業協同組合広丘支所内

5 設立認可の年月日

平成17年2月8日

6 変更認可の年月日

平成17年7月22日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月28日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県松本合同庁舎消防設備点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県松本合同庁舎の消防設備点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を計算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が、C以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を3人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所総務課

電話 0263(40)1955

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年8月8日(月) 午前10時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 204号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年8月4日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月28日

長野県上小地方事務所長 田中利明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度県営住宅踏入団地外6団地消防用設備等点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備の点検

(3) 履行期間

平成17年9月1日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

上田市踏入1-6-21

県営住宅踏入団地外6団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所建築課

電話番号 0268(25)7143(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年8月19日 午後2時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 302号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年8月11日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日ま

で必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月28日

長野県諒訪地方事務所長 八重田 修

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度県営住宅加茂団地外10団地消防用設備等点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

(3) 履行期間

平成17年9月1日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

岡谷市加茂町2-17

県営住宅加茂団地外10団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10
長野県諏訪地方事務所建築課
電話番号 0266(57)2924(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年8月19日 午後2時
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 301号会議室

- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年8月11日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月28日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成17年度県営住宅学びが丘団地外10団地受水槽・高架水槽清掃等業務

- (2) 役務の特質

県営住宅団地の受水槽及び高架水槽の清掃

- (3) 履行期間

平成17年9月1日から平成17年10月31日まで

- (4) 履行場所

岡谷市赤羽2-5

県営住宅学びが丘団地外10団地

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号の事業の登録を受けている者であること。

- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10
長野県諏訪地方事務所建築課
電話番号 0266(57)2924(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年8月19日 午後2時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 301号会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年8月11日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年7月28日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参考範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参考範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持する者であって、獣銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	9月7日(水)	午後1時から午後4時まで	松本会場	中 信
	9月14日(水)		飯田会場	南 信
	9月21日(水)		上田会場	東 信

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年7月28日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参考範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び参考方法

講習科目	時間数	参考方法
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による参考を行う。(所要時間60分)
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	9月28日(水)	午前10時から午後4時まで	長野会場	県下一円

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月28日

長野県箕輪工業高等学校長 上原保

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ21台及び付属機器 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 借入期間

平成17年9月1日から平成18年3月31日まで

(4) 借入場所

長野県箕輪工業高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上伊那郡箕輪町大字中箕輪13238

長野県箕輪工業高等学校

電話 0265(79)2140

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年8月10日 午後1時

イ 場所 長野県箕輪工業高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

正 誤

平成16年5月31日付け長野県公告「平成15年度における個人情報の開示請求等の運用状況」中

ページ	行(箇所)	正	誤
2	7	平成15年12月22日	平成15年10月10日
"	13	平成15年12月22日	平成15年10月10日
"	19	平成15年12月22日	平成15年10月10日
"	25	平成15年12月22日	平成15年10月10日
"	31	平成15年12月22日	平成15年10月10日
"	37	平成15年12月22日	平成15年10月10日
"	43	平成15年12月22日	平成15年10月10日
"	49	平成15年12月22日	平成15年10月10日
3	2	平成15年12月22日	平成15年10月10日

情報公開課